

令和5年度 第1回
様子町地域公共交通会議
議 案



日時. 令和6年3月26日（火）午後1時30分～

場所. 様子町役場 2階大会議室

令和5年度 第1回様似町地域公共交通会議 次第

日時：令和6年3月26日（火）13：30～

場所：様似町役場 2F 大会議室

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 会長あいさつ
5. 議事
 - (1) 様似町自家用有償旅客運送事業（試験運行）の実施について
6. 閉会

様似町自家用有償旅客運送事業（試験運行）の実施について

様似町内の交通空白地域（路線バスの停留所から一定距離が離れた地域）における住民の交通手段を確保するため、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送事業を試験的に実施する。

1. 実施主体 様似町
2. 運行開始時期 令和6年5月中旬
3. 運行委託事業者 日交ハイヤー株式会社
4. 対象者 様似町民、観光客等
5. 運行方法 ドア to ドア 【自宅玄関から自宅玄関まで】
6. 運行日・時間
 - ・毎週月曜日～金曜日（土・日・祝日、年末年始は運休）
 - ・午前7時～午後5時
7. 運行エリア 様似町全域
※運行表(案)は別紙のとおり
8. 運賃 片道500円
(小学生以下 片道200円)
9. 利用方法 事前予約制
(利用する前日の午後5時までに電話予約)
10. 使用車両
 - ・町公用車 1台（トヨタ「ノア」7人乗り）
 - ※上記車両は、新規購入車両（ハイエース/10人乗り）の納車まで使用。

※実施に向けたスケジュール

時期	内容
令和6年3月26日	様似町地域公共交通会議
3月末まで	登録申請書類を室蘭運輸支局へ提出
4月中旬頃	登録完了（登録証の受領）
	運行委託事業者との各種調整
	各種周知（チラシ配布、広報紙への掲載、高齢者関連事業での説明など）
5月中旬	試験運行開始

運行表（案）

■ A地区

- ・対象地区…鶉苦沢、西様似、岡田、新富、田代、朝日丘、栄町
- ・運行日…月、水、金

下り	停留場所	1便	2便	3便
乗車	(鶉苦沢)	7:00	9:00	13:00
	(西様似)	7:10	9:10	13:10
	(岡田)	7:15	9:15	13:15
	(新富)	7:30	9:30	13:30
	(田代)	7:40	9:40	13:40
	(朝日丘)	7:45	9:45	13:45
	(栄町)	7:50	9:50	13:50
降車	中央公民館	7:55	9:55	13:55
	三和医院	8:00	10:00	14:00

上り	停留場所	1便	2便	3便
乗車	三和医院	10:00	14:00	16:00
	中央公民館	10:05	14:05	16:05
降車	(栄町)	10:10	14:10	16:10
	(朝日丘)	10:15	14:15	16:15
	(田代)	10:20	14:20	16:20
	(新富)	10:30	14:30	16:30
	(岡田)	10:45	14:45	16:45
	(西様似)	10:50	14:50	16:50
	(鶉苦沢)	11:00	15:00	17:00

■ B地区

<対象地区> 旭、幌満、冬島、平宇

<運行日> 火、木

上り	停留場所	1便	2便	3便
乗車	(旭)	7:35	9:35	13:35
	(幌満)	7:40	9:40	13:40
	(冬島)	7:45	9:45	13:45
	(平宇)	7:50	9:50	13:50
降車	三和医院	7:55	9:55	13:55
	中央公民館	8:00	10:00	14:00

下り	停留場所	1便	2便	3便
乗車	中央公民館	10:35	14:35	16:35
	三和医院	10:40	14:40	16:40
降車	(平宇)	10:45	14:45	16:45
	(冬島)	10:50	14:50	16:50
	(幌満)	10:55	14:55	16:55
	(旭)	11:00	15:00	17:00

様似町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 様似町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者（第1号に掲げる者を除く。）のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 町を営業区域に含むバス、タクシー事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 北海道運輸局室蘭支局長又はその指名する者
- (5) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上町長が特に必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、町長又はその指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、審議する内容が公開することに適しないと認めるものを除き、原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、様似町企画調整課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月22日から施行する。

要綱第3条「構成員」関係

様似町地域公共交通会議 委員名簿

	区分	職氏名
1	(第3条第1号) 町長又はその指名する者	副町長 木 下 行 宏
2	(第3条第2号) バス、タクシー事業者	ジェイ・アール北海道バス株式会社 様似営業所長 仲 塚 浩 二
		日交ハイヤー株式会社 専務取締役 熊 谷 勝
3	(第3条第3号) 住民又は利用者の代表	様似町老人クラブ連合会 総務 杉 山 勝登志
4	(第3条第4号) 室蘭運輸支局長又はその指名する者	室蘭運輸支局 輸送監査担当 首席運輸企画専門官 門間 俊也
5	(第3条第5号) 学識経験者	様似町社会福祉協議会 事務局長 木 下 健 一
事 務 局		企画調整課 課長 野 里 伸 典
		企画調整課企画係 係長 小 西 正 人